

## 第231回神奈川県都市計画審議会〔審議案件の概要〕

日時：平成29年1月24日（火）14:00～15:30（予定）

場所：神奈川県庁本庁舎 3階 大会議場

### 審議案件

#### 1 相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域の変更

本案件は、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域について、地域の拠点を中心とした、交流や生活に必要な機能の集約及び連携を促進するネットワークの一体的な構築により、地域の資源をいかしつつ持続可能な都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があることから、相模湖津久井都市計画区域として一つの都市計画区域に変更するものです。

#### 2 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更 (相模川流域下水道)

本案件は、相模湖都市計画区域及び津久井都市計画区域について、相模湖津久井都市計画区域として一つの都市計画区域に変更することに伴い、都市計画の名称を変更するものです。

併せて、相模原市が決定する公共下水道の変更に伴い、相模川流域下水道の排水区域として定めている接続する下水道の名称を変更するとともに、下水管渠等の位置について、記載事項の変更を行うものです。

#### 3 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定 (平塚市)

本案件は、平塚市内の工業専用地域における既存の廃棄物処理施設について、破砕機の処理能力を増大させる計画であることから、建築基準法の規定による位置の指定を行うものです。

#### 4 建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定 (寒川町)

本案件は、寒川町内の工業地域における清涼飲料水製造工場内の既存排水処理施設について、新たに自社の他工場から産業廃棄物を受け入れ、処理する計画であることから、建築基準法の規定による位置の指定を行うものです。